

令和8年度 校内ルール(不祥事防止の観点から)

岡山県立倉敷まきび支援学校

〈サービスの根本基準〉

すべて職員は、全体の奉仕者であって公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。(地方公務員法第30条)

〈秘密を守る義務〉

職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。(地方公務員法第34条)

〈指導に関すること〉

○教職員のふるまいは児童生徒のモデルとなることを自覚し、その言動に留意する。

○体罰はもちろん、不適切な指導が児童生徒を傷つけることがないように、十分に配慮する。

※体罰とは、身体に対する侵害行為(殴る、蹴る等)や、肉体的苦痛を与えるような行為(正座・直立等特定の姿勢を長時間にわたって保持させる等)を指す。また、暴言や侮蔑的言動も、児童生徒の人格を傷つけ、人権を侵害する行為である。

○児童生徒への不必要な身体への接触はしない。

○児童生徒の呼び名は、生活年齢を意識した呼び名、人権に配慮した呼び名とする。

○児童生徒との連絡(電話・メール)

・学校の電話を使用する。

・教職員の自宅、携帯電話の番号・メールアドレス、LINE等のSNSのIDなど直接やり取りできる情報は知らせない。

・生徒の携帯電話の番号・メールアドレスLINE等のSNSのIDなど直接やり取りできる情報は、個人的に取得しない。

※学校に持ってくることを許可した携帯電話の届出票については、保護者了承の上、生徒指導係が管理する。

・休日や長期休業中などの連絡先は、学校携帯とする。生徒指導上、または緊急時にどうしても教職員の携帯電話で連絡を取る必要があると判断したときは、各部・学部教頭の指示により行う。

○個人情報の管理

・本校の情報セキュリティポリシーを理解して、個人情報の保護に努める。

○その他

・指導の際、密室状態にならないよう配慮する。

※複数で対応する。

※出入り口のドアが不透明な教室等で1対1になる場合は、出入り口を開けておく。なお児童生徒が授業に集中できるようにするための目隠しの紙は、外から見える高さまでとし、全面には貼らない。

- ・児童生徒を、教職員の車には乗せない。
- ・現金の扱いには、慎重を期す。
※本校「会計のしおり」を参照する。
- ・個人の携帯電話を教室に持っていない（必要なときは、教頭の許可を得る）。

ーコンプライアンスに関わる相談窓口ー

- ・セクシュアル・ハラスメント、パワーハラスメントについて
岡山県教育委員会 教職員ハラスメント相談ホットライン
電話 (086) 222-0874

- ・生徒指導上の問題が起きたとき
岡山県教育委員会 生徒指導推進室
電話 (086) 226-7589

※その他の相談窓口は、岡山県教育委員会人権教育課のwebページをご覧ください。

<https://www.pref.okayama.jp/soshiki/153/>

- ・倉敷まきび支援学校
コンプライアンス委員会 各部署員
衛生委員会 各部署員（ハラスメントに関わる内容）